

直結増圧装置設置条件承諾書

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 様

令和 年 月 日

水 専 番 号		
設 置 場 所		
所 有 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
直結増圧装置 管 理 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

直結増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理いたします。

記

1. 使用者への周知

次の特徴を理解し、使用者等に周知するとともに、直結増圧装置による給水についての苦情を坂戸、鶴ヶ島水道企業団に一切申し立てません。

- ① 停電や故障等により直結増圧装置が停止したとき又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生したときには、直圧共同水栓を使用いたします。
- ② 直結増圧装置を設置した場合は、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなることを承諾いたします。

2. 修繕について

第1止水栓以降の修繕については、敏速に対応いたします。また、第1止水栓手前の修繕において、構築物等がある場合は、所有者（設置者）又は使用者等の責任において修繕を実施いたします。

3. 定期点検について

直結増圧装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行います。

4. 改造工事等について

給水装置の改造工事等を行うときは、事前に坂戸、鶴ヶ島水道企業団と協議し、指定給水装置工事事業者に依頼します。

5. 損害の補償について

直結増圧装置の設置に起因して、逆流又は漏水が発生し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団若しくはその他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

6. 直結増圧装置管理人等の変更届について

直結増圧装置の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させた上、坂戸、鶴ヶ島水道企業団に書面で届け出ます。

7. 既設配管使用の責任について

既設の装置を使用し、直結増圧給水方式にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者等の責任において解決するとともに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指示に従い速やかに改善します。

8. 水道メーターの管理について

直結増圧装置以下の給水装置に水道メーターを設置した場合、水道メーターの維持管理及び計量に支障がないようにいたします。

9. 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱上必要な事項は、水道法及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水条例などの関係法令を遵守して施行いたします。

9. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底し、直結増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団に一切迷惑をおかけしません。

10. その他

坂戸、鶴ヶ島水道企業団が実施する水量・水圧等の調査について、協力いたします。